

eLTAXが使いやすくなります!

エ ル タ ッ ク ス
eLTAX

**平成19年4月から
税理士関与の電子申告は、
納税者の電子証明書が不要です。**

平成19年4月から、税理士等が依頼を受けて納税者の申告書を作成し送信する場合は、納税者本人の電子署名および電子証明書の添付は利用者の任意になります。

オススメのワン
1

税理士等の電子証明書だけでOK!

納税者に電子証明書取得の手間と費用がかかりません。

(※納税者本人は、利用届出の際にも電子署名は不要です。)

オススメのワン
2

混み合う窓口へ申告に出かける必要なし!

国税 (e-Tax) と同様に、使いやすい電子申告へ!

国税 (e-Tax) は、平成19年1月から電子署名を簡素化しています。

利用届出は、eLTAXホームページから
<http://www.eltax.jp/>

ますます簡単・便利になるeLTAXをご利用ください。

お問合せは、今すぐ

ホームページ

<http://www.eltax.jp/>

お電話

ハイシンコク
0570-081459

※全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。